

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 1. 計画策定の趣旨及び背景

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされました。

併せて、平成26年3月には、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針において、市町村国保及び国民健康保険組合は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うものとされています。

これを受けて本市では、平成27年3月に第1期データヘルス計画を、平成30年3月に第2期データヘルス計画を策定し、その評価、見直しを行いながら保健事業を進めてきました。

この度、令和5年度末に現行計画の計画期間が終了することに伴い、計画の見直しを行うとともに、国民健康保険被保険者の健康の保持増進のみならず、後期高齢者医療被保険者の健康づくりも見据えた次期計画を策定しました。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（第19条）に基づき策定する第4期新座市特定健康診査等実施計画は、保健事業の中核をなす特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施方法を定めるものであるため、データヘルス計画と一体的に策定することとし、単体で公表できるよう第8章に集約した構成とします。

また、本計画は健康増進法に基づく「健康日本21」に示された基本的な方針を踏まえるとともに、埼玉県健康長寿計画、埼玉県医療費適正化計画、第5次新座市総合計画、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業計画、いきいき新座21プラン、新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、国民健康保険運営方針と十分な整合性を図るものとします。

## 1. 2. 計画の期間

データヘルス計画については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて国が定める医療費適正化計画との整合性を踏まえることとしているため、第3期データヘルス計画は、第4期医療費適正化計画の計画期間に合わせて策定することとし、令和6年度から令和11年度までの6年間で1期とします。

なお、第4期特定健診等実施計画についても、データヘルス計画と同様に令和6年度から令和11年度までの6年間で1期とします。

### 1. 3. 計画の実施体制と関係者連携

---

本計画は、国保年金課が主体となり、保健事業の関係部署である保健センター、健康寿命の延伸に向けて一体的に取り組む長寿はつらつ課及び介護保険課が連携し、必要に応じて埼玉県（以下「県」という。）及び埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に設置する保健事業支援・評価委員会の支援を受けるものとします。

また、計画策定時に新座市国民健康保険運営協議会を通じ、被保険者に議論に参画してもらうことで意見反映に努めます。計画の進行管理、保健事業の実施評価については、新座市国民健康保険運営協議会に報告していくものとします。